

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 告 示 ページ

- 北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務の委託【市民文化スポーツ局松本清張記念館】 1373
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 1374

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 1376

◇ 病 院 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【病院局八幡病院事務局管理課】 1382

北九州市告示第225号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年5月17日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社積文館書店ブックセンタークエスト	北九州市小倉北区馬借一丁目4番7号	平成25年5月1日から平成26年1月31日まで
株式会社三省堂書店神保町本店	東京都千代田区神田神保町1番1号	平成25年5月1日から平成26年1月31日まで
株式会社東京堂店壳事業本部東京堂書店神田神保町店	東京都千代田区神田神保町1番17号	平成25年5月1日から平成26年1月31日まで
株式会社八重洲ブックセンター	東京都中央区八重洲二丁目5番1号	平成25年5月1日から平成26年1月31日まで
株式会社紀伊國屋書店新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目17番7号	平成25年5月1日から平成26年1月31日まで

北九州市告示第226号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成25年5月17日

北九州市長 北橋健治

1 認可地縁団体の名称

篠崎五丁目・小山二町内自治会

2 代表者の変更

変更前後 の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		藏永知彦	北九州市小倉北区篠崎五丁目37番6号
変更後	平成22年 4月1日	行武一成	北九州市小倉北区篠崎五丁目9番14号
変更後	平成23年 4月1日	近藤清一	北九州市小倉北区篠崎五丁目33番15号
変更後	平成24年 4月1日	定元義和	北九州市小倉北区篠崎五丁目8番8号
変更後	平成25年 4月13日	久村喜代治	北九州市小倉北区篠崎五丁目30番11号

2 主たる事務所の変更

変更前後 の別	変更年月日	主たる事務所の所在地
変更前		北九州市小倉北区篠崎五丁目37番6号
変更後	平成22年 4月1日	北九州市小倉北区篠崎五丁目9番14号
変更後	平成23年 4月1日	北九州市小倉北区篠崎五丁目33番15号
変更後	平成24年 4月1日	北九州市小倉北区篠崎五丁目8番8号

変更 後	平成 25 年 4月 13 日	北九州市小倉北区篠崎五丁目 30 番 11 号
---------	--------------------	-------------------------

北九州市公告第335号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年5月17日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク千代

北九州市八幡西区千代三丁目1番2号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役社長 小田孝幸

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社西鉄ストア

代表取締役社長 築嶋俊之

ほか6者

(2) 変更後

株式会社西鉄ストア

代表取締役社長 築嶋俊之

ほか6者

4 変更の年月日

平成25年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成25年5月10日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成25年5月17日から同年9月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年9月17日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第336号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年5月17日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピナマート穴生店

北九州市八幡西区鉄王一丁目4番9号

2 大規模小売店舗を設置する者

エヌエスリース株式会社

東京都港区浜松町二丁目4番1号

取締役社長 門脇克俊

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

エヌエスリース株式会社

取締役社長 井尻康之

イ 変更後

エヌエスリース株式会社

取締役社長 門脇克俊

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社西鉄ストア

代表取締役社長 築嶋俊之

ほか7者

イ 変更後

株式会社西鉄ストア

代表取締役社長 築嶋俊之

ほか7者

4 変更の年月日

平成25年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成25年5月10日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成25年5月17日から同年9月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年9月17日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第337号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年5月17日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピナマート中井店

北九州市小倉北区中井四丁目8番10外1筆

2 大規模小売店舗を設置する者

エヌエスリース株式会社

東京都港区浜松町二丁目4番1号

取締役社長 門脇克俊

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

エヌエスリース株式会社

取締役社長 井尻康之

イ 変更後

エヌエスリース株式会社

取締役社長 門脇克俊

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社西鉄ストア

代表取締役社長 築嶋俊之

ほか5者

イ 変更後

株式会社西鉄ストア

代表取締役社長 築嶋俊之

ほか4者

4 変更の年月日

平成25年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成25年5月10日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成25年5月17日から同年9月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年9月17日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市病院局公告第10号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）第2条の規定において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月17日

北九州市病院局長 江本均

1 調達内容

（1）特定役務の名称及び数量

北九州市立八幡病院電力供給 一式

（2）履行の内容等 仕様書で定めるとおり

（3）履行期間 平成25年7月1日から平成26年6月30日まで

（4）履行場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

北九州市立八幡病院

（5）入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）第2条の規定において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3）電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1

項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(4) 北九州市病院局から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成25年6月6日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

北九州市立八幡病院 事務局 管理課

(北九州市立八幡病院東棟2階)

イ 日時 公告の日から平成25年6月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

北九州市立八幡病院 東棟2階小会議室

イ 日時 平成25年6月20日午後3時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成25年6月6日までに競争参加の申出書を北九州市立八幡病院事務局管理課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成25年6月26日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 平成25年6月27日午後3時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市病院

局契約規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第14号。以下「契約規程」という。）の規定において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程の規定において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程の規定において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程の規定において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市立八幡病院 事務局 管理課

〒805-8534 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

電話 093-662-6565

6 Summary

(1) The contract item up for tender Power supply to Kitakyushu Municipal

Yahata Hospital

(2) Deadline of Tender(by hand) 3:00p.m., June 27, 2013

(3) Deadline of Tender(by mail) 5:00p.m., June 26, 2013

(4) For further information, please contact:Administration Division,

Kitakyushu Municipal Yahata Hospital